

公益社団法人日本ホッケー協会通報相談窓口利用案内

1. 目的

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、国民の権利であることがスポーツ基本法にも明記されている。公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という。）では、スポーツを行う物の権利を保護し、公正な環境のもとでスポーツに親しむ機会を確保するために、JHA 通報相談窓口を設置し、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と訂正、再発の防止に努め、もってスポーツの真の健全な発展を図ることを目的とする。

2. 通報相談窓口を利用出来る者

通報相談窓口の利用者は、本協会に登録する選手、役員、本協会加入団体の役員及び、これらのいずれかに該当した物で、その地位・身分でなくなったから2年を通過しない者とする。

3. 通知相談窓口

通知相談窓口を以下のとおり設置し、スポーツの場における不当な行為等に関する相談に応じる。

公益社団法人日本ホッケー協会 中村康夫 事務局長

<連絡先> 〒180-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内

電 話：03-3481-2330 FAX：03-3481-2329

電話対応時間：平日 10時～18時 ※時間外は留守番電話での対応。

電子メール：nakamura@japan-hockey.org

※中村事務局長が不在の際は、上記事務所の他の職員が対応する場合あり

4. 通報相談窓口では対応出来ない事項

- (1) 係争中のもの
- (2) 市町村、都道府県、各種リーグ等内での活動に起因するもので、本協会加盟団体が第三者的な立場になるもの
- (3) 被通報者が本協会加盟団体の選手等に関わらず学校等教育機関内でのもの

5. 通報対象事項の事実調査

(1) 通報相談窓口は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、特定されないよう十分に配慮の上、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

(2) 前項による調査中は調査の進捗状況について適宜、通信相談窓口利用者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、通報相談窓口利用者に通知する。

(3) 調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知する。

6. その他

上記の他、通報相談窓口の利用にあたっては、「公益社団法人日本ホッケー協会通報相談処理規程」に基づく。